

武蔵高萩駅北土地区画整理事業

区 画 整 理 ニ ュ ー ス

発行

日高市 都市整備部 市街地整備課 区画整理担当

住 所 〒350-1292 日高市大字南平沢1020番地 市役所3階

電話番号 042-989-2111（市役所代表番号）

E-mail Link@city.hidaka.lg.jp（日高市 電子メールアドレス）

事業計画の変更について

日頃、土地区画整理事業の推進につきましてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、武蔵高萩駅北土地区画整理事業につきましては、令和3年度で計画していた工事も全て完了し、昨年度から換地処分を行なうために必要な業務等を主体に進めております。この他にも換地処分に合わせまして新町界及び町名に変わるためその手続きとして、日高市議会12月定例会に町の区域を新たに画すること及び字の区域を変更することについての議案を提出し議決されました。

令和5年度には、個別説明会、関係機関との協議、縦覧図書作成業務などを予定しており、今後も工程管理の徹底を図りながら換地処分に向けた事務を計画的に進めてまいります。現在までの実施状況等を基に今後の計画を熟慮の上、令和6年3月31日までとなっている事業計画期間から換地処分を行なうために1年、更に最長5年の清算金分割納付期間も加え、合わせて6年延長する内容で事業計画の変更を行いました。

市としましては、令和6年10月を目途に換地処分が行えるよう事務手続きを進めております。皆様方にはご不便、ご迷惑をおかけし大変恐縮でございますが、引き続き当事業の計画的な推進につきましてご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

変更の内容

第7回事業計画変更（施行期間の変更）

平成5年4月1日から令和12年3月31日まで（清算金分割納付期間を含む6年間延長）

任期満了に伴う武蔵高萩駅北土地区画整理審議会委員の選挙について

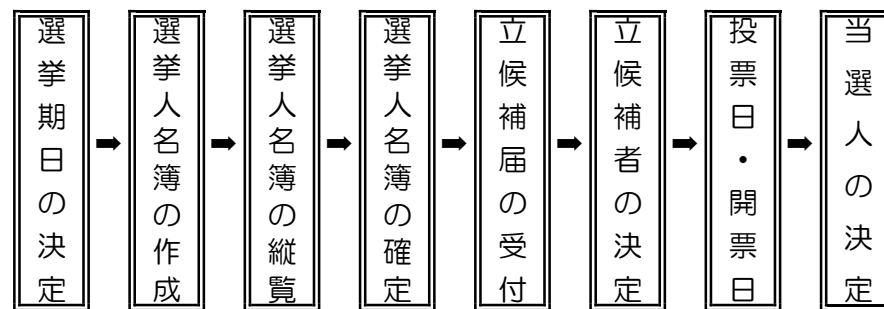
武蔵高萩駅北土地区画整理審議会委員の任期が今年の9月5日で満了となるため、以下のスケジュールで選挙の準備を進めています。市が選任する学識経験者2名を含む10名で構成されているこの審議会は、事業の公平性を確保するため、施行者である市が意見を聴いたり、同意を得たりする法定の附属機関で、その任期は5年間となっております。

・選挙権及び被選挙権がある人

武蔵高萩駅北土地区画整理事業施行地区内の土地所有者または借地権のある人。

・選挙事務の流れについて

選挙までの大まかなスケジュールは以下のとおりです。日程が決まり次第、お知らせします。



※所有権移転届出等のお願い※

現在行っている換地処分に向けた事務手続きを進めるにあたり、所有権移転等を把握する必要があります。

土地の売買や相続などにより権利の変更が生じた場合、住所を変更された場合には、速やかにお届けくださるようお願いいたします。